令和６年３月
羽生警察署

◇ 速度取締り指針 ◇

■羽生警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
羽生市道	９：00～１２：00 15：00～１７：00	羽生市大字小松	40km/h （指定）

上記路線のほか、
〇実勢速度が高い県道・市道
〇重傷事故が多く発生している地域
などでも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
人身事故が多い上記路線は、実勢速度も高いことから、事故多発時間帯等の速度取締りを強化し、重大交通事故の抑止を図ります。

<管内における交通事故発生状況>（令和５年12月末現在）

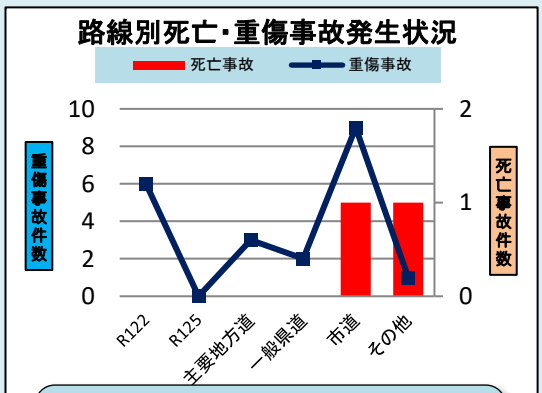

〇　死亡事故は、市道で１件、その他で１件発生しています。
〇　重傷事故は、市道において約４割発生しています。

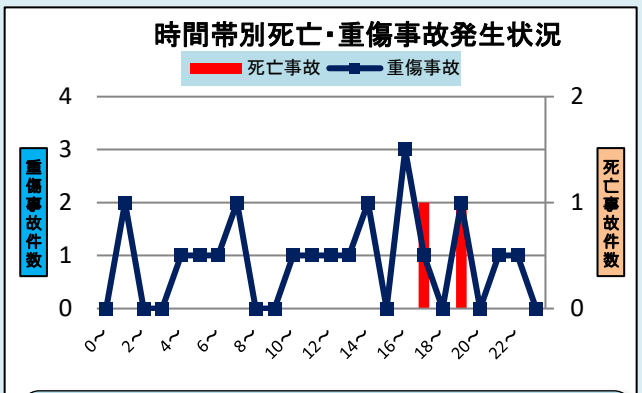

〇　死亡事故は、午後５時ころと午後８時ころに発生しています。
〇　重傷事故は、午後４時ころから午後８時ころに

～令和5年12月末現在～

■　死亡事故は、12月中の日没後に2件連続で発生しており、市道で1件（自転車の高齢者）、その他（踏切内/高齢歩行者）で1件発生しています。
■　羽生署管内の事故原因の約3割が前方不注視となっています。

その他の交通指導取締り

■　薄暮時間帯から帰宅時間帯にかけて、市道における交通指導取締りを行います。
■　国道122号、県道羽生栗橋線では、交差点事故防止のため、交差点関連違反取締り等を行います。
■　市街地では、歩行者保護のため、歩行者妨害違反の取締りを行います。
■　通学路における可搬式自動速度取締りを強化します。
■　一時不停止違反、信号無視違反及び踏切事故防止のため、踏切不停止違反取締りを行います。
■　悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りを実施します。